



長官印

君津市と富士産業株式会社君津モータースクールとの連携に関する協定書

平成24年9月夕日

甲 千葉県君津市久保二丁目13番1号

君津市（以下「甲」という。）と君津モータースクール（以下「乙」という。）
とは、次のとおり協定を締結する。

君津市

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが連携のもと、君津市への定住意識等の高揚を図り、
もって定住促進等を図ることを目的とする。

千葉県
君津市
長官印

（連携及び協力に関する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及
び協力を図るものとする。

乙 千葉県君津市下湯江9番地1号

富士産業株式会社君津モータースクール

- (1) 君津市の定住促進に資する情報発信にすること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関するこ
と。

代表取締役 武士 裕三



（情報交換）

第3条 甲と乙は、本協定を実効性のあるものとするため、定期的に情報交換の場
を設けるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定締結の日から
平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前ま
でに、甲乙の双方から何らの申出がないときは、有効期間を1年間延長するもの
とし、これ以後の有効期間の延長については、この例によるものとする。

（その他）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない
事項については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通
を保有するものとする。